

第 2 期 中 間 決 算 公 告

平成 30 年 12 月 14 日

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
 大手町パークビルディング
 シティバンク、エヌ・エイ東京支店
 日本における代表者、東京支店長兼 CEO
 リー・ロバート・ウェイト

中間貸借対照表（平成 30 年 9 月 30 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	1,830,093	預金	1,410,764
買現先勘定	272,564	譲渡性預金	9,084
買入金銭債権	6,797	コールマネー	2,952
特定取引資産	10,104	売現先勘定	3,407
有価証券	61,443	特定取引負債	7,599
貸出金	322,553	借入金	4
外国為替	41,769	外国為替	44,793
その他資産	294,108	その他負債	297,030
金融派生商品	280,428	未払法人税等	2,910
その他の資産	13,680	金融派生商品	280,759
有形固定資産	13	資産除去債務	11
無形固定資産	38	その他の負債	13,348
繰延税金資産	31	賞与引当金	463
支払承諾見返	173,057	支払承諾	173,057
貸倒引当金	△ 606	本支店勘定	1,276,958
本支店勘定	220,322	負債の部合計	3,226,117
		持込資本金	2,000
		中間繰越利益剰余金	3,724
		其他有価証券評価差額金	448
		純資産の部合計	6,172
資産の部合計	3,232,290	負債及び純資産の部合計	3,232,290

中間損益計算書（平成 30 年 4 月 1 日から
平成 30 年 9 月 30 日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	23,523
資金運用収益	10,868
（うち貸出金利息）	（ 1,619 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 71 ）
役務取引等収益	6,824
特定取引収益	369
その他業務収益	3,988
その他経常収益	1,471
経常費用	18,241
資金調達費用	6,918
（うち預金利息）	（ 3,823 ）
役務取引等費用	1,520
その他業務費用	0
営業経費	9,323
その他経常費用	479
経常利益	5,281
税引前中間純利益	5,281
法人税、住民税及び事業税	1,898
法人税等調整額	△ 263
法人税等合計	1,635
中間純利益	3,645
繰越利益剰余金（当期首残高）	6,878
本店への送金	6,800
中間繰越利益剰余金	3,724

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法並びに平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10 年～15 年

その他 3 年～15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、内部格付に対応した予想貸倒損失率に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を行い、その査定結果により上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 現先取引により受入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は 346,633 百万円、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものはありません。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額はございません。延滞債権額は 462 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額はございません。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はございません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 462 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 35,896 百万円であります。
7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券 58,144 百万円を差し入れております。また、その他の保証金は 4,606 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、257,622 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 181,689 百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 46 百万円

(中間損益計算書関係)

本部経費負担額は、以下のとおりであります。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 直接経費(派遣職員給与等) | 149 百万円 |
| (2) 間接経費割当額 | 338 百万円 |

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,830,093	1,830,093	-
(2) 買現先勘定	272,564	268,289	△ 4,274
(3) 買入金銭債権 (*1)	6,794	6,794	-
(4) 特定取引資産			
売買目的有価証券	2,265	2,265	-
(5) 有価証券			
その他有価証券	61,443	61,443	-
(6) 貸出金	322,553		
貸倒引当金 (*1)	△ 448		
	322,105	321,394	△ 710
(7) 外国為替 (*1)	41,724	41,724	-
(8) 本支店勘定	220,322	220,322	-
資産計	2,757,312	2,752,327	△ 4,984
(1) 預金	1,410,764	1,410,764	-
(2) 譲渡性預金	9,084	9,084	-
(3) コールマネー	2,952	2,952	-
(4) 売現先勘定	3,407	3,407	-
(5) 借入金	4	4	-
(6) 外国為替	44,793	44,793	-
(7) 本支店勘定	1,276,958	1,276,958	-
負債計	2,747,965	2,747,965	-
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 50	△ 50	-
デリバティブ取引計	△ 50	△ 50	-

その他	契約額等	時価
当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約 (*3)	257,622	1,493

- (*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替につきましては重要性が乏しいため、中間貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して計上しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。
- (*3) 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約の「契約額等」は、これらの契約に係る融資未実行残高を記載しております。

(注)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、元利金の合計額を同様の新規預け金を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買現先勘定

残存期間が一年超のものについては、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。

残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

残存期間が短期間(一年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券については時価会計を適用しており、市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

- (5) 有価証券
その他の目的で保有している債券等の有価証券については時価会計を適用しており、市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。
- (6) 貸出金
貸出金のうち、返済期限を設けていない貸出金については、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
返済期限のある貸出金のうち残存期間が短期間(一年以内)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
残存期間が長期間(一年超)のものについては、個別案件毎に元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
- (7) 外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは満期のない預け金、又は約定期間が短期間(一年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
- (8) 本支店勘定
満期のない本支店勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある本支店勘定については、同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

- (1) 預金
要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを無リスク利率に中間決算日における調達スプレッドを加味した利率により割り引いて現在価値を算定しております。なお残存期間が短期間(6ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 譲渡性預金
譲渡性預金は、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を計上しております。
- (3) コールマネー
コールマネーは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を計上しております。
- (4) 売現先勘定
残存期間が一年超のものについては、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。
残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 借入金
借入金-当座借越は、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を計上しております。
- (6) 外国為替
外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は返済期限のない借入金です。これらの時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。
- (7) 本支店勘定
満期のない本支店勘定については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある本支店勘定については、同様の新規取引を行った場合に想定される適用利率で割り引いた現在価値を算定しております。残存期間が短期間(一年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等)、債券関連取引(債券先物、債券先物オプション等)であり、取引

所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。ヘッジ会計が適用されているものは、金利スワップの特例処理によるもので、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

その他

当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約については、残存期間が長期間（一年超）のものについて、個別案件毎に契約上のコミットメント・フィーの将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を行った場合に想定される将来コミットメント・フィー等のキャッシュ・フローとの差額を割り引いて算定した現在価値を、時価としております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の「特定取引有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成30年9月30日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. その他有価証券(平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	53,423	53,083	339
	国債	50,121	50,006	115
	社債	3,301	3,077	224
	小計	53,423	53,083	339
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債券	8,019	8,040	△21
	国債	8,019	8,040	△21
	小計	8,019	8,040	△21
合計		61,443	61,124	318

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成30年4月1日至平成30年9月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	-	-	-
国債	-	-	-
合計	-	-	-

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
未経過手数料	589	百万円
未払費用	575	
その他有価証券	357	
固定資産	289	
貸倒引当金	187	
賞与引当金	143	
未払事業税等	96	
その他	188	
繰延税金資産合計	2,424	
繰延税金負債		
負債調整勘定	2,393	
繰延税金負債合計	2,393	
繰延税金資産の純額	31	百万円

以上